

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

米国実質関連所得（ECI）を有するパートナーシップ持分譲渡に対する米国源泉徴収のアップデート

2021年10月1日

2021年8月24日に、米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）は Notice 2021-51 で、以下の源泉ルールに対し既に発行していた財務省規則を変更し、適用日を2023年1月1日以降と1年延長する意図を公表した。

- (i) 米国非居住者・米国外法人の Publicly Traded Partnership（以下「PTP」）持分譲渡に対する源泉徴収
- (ii) 米国非居住者・米国外法人への PTP からその利益を超える分配に対する源泉徴収
- (iii) 米国非居住者・米国外法人による PTP 以外のパートナーシップ（以下「Non-PTP」）持分譲渡に際し、譲受者が源泉義務を怠った場合にパートナーシップに課される源泉徴収義務

内国歳入法第 864 条(c)(8)および第 1446 条(f)に関しては、2020年の秋に最終規則が公表されていた。本ニュースレターでは、Notice 2021-51 の発表に際し、これらの最終規則における、1. 米国事業活動に従事している Non-PTP の持分譲渡に関する米国非居住者・米国外法人譲渡者への源泉最終規則の概要と、2. 同様の PTP 持分を扱う適格仲介者（Qualified Intermediaries、以下「QI」）または QI 以外の適格仲介者（Non-QI）に対する源泉ルール適用への留意点を言及する。

背景

米国パートナーシップ税法では、パートナーシップ持分譲渡損益を、「Hot Assets」と呼ばれる通常所得（ordinary income or loss）を発生させる特定の資産に帰属する仮想的な譲渡損益を除いては、キャピタルゲイン・ロスとすると定めていた。さらに、米国不動産譲渡益を除く部分のキャピタル・ゲインに対し、その所得稼得について米国拠点の関与が重要な要素でない限り、米国外法人・非居住者は ECI（Effectively Connected Income：以下「ECI」）としての課税を受けないとされていた。それにもかかわらず、IRS は、ECI を発生する資産を有したパートナーシップ（以下、「ECI パートナーシップ」）の持分譲渡益を、米国外籍の譲渡者パートナーに対し ECI として米国で課税とする方針を公表していた。2017 年夏、連邦税務裁判所はこの IRS の方針を覆し、米国不動産資産譲渡益に帰属しない部分のパートナーシップ持分譲渡益は、ECI として米国外法人の米国課税対象所得と扱わないという納税者有利の判決を下した。

上記判決後の 2017 年 12 月 22 日にトランプ政権下で施行された税制改革（Tax Cuts and Jobs Act）では、内国歳入法第 864 条(c)(8)および第 1446 条(f)が新たに追加され、かねてからの IRS の方針が立法化された。これにより、2017 年 11 月 27 日以降、ECI パートナーシップ持分譲渡や交換から生じる損益を ECI とすること、2018 年 1 月 1 日以降の米国非居住者・米国外法人によるそのような取引については、源泉徴収税を義務付けていた。

上記に関しパートナーシップの持分譲渡のうち、ブローカーにより取引が行われたり Intermediaries（仲介者）の介在する PTP 持分の譲渡に対しては、当初詳細な源泉徴収のガイドラインが示されていなかった。そのため PTP 市場に混乱を起こしかねないとの懸念から、IRS は Notice 2018-08 で PTP 持分譲渡への源泉徴収義務の適用を一時停止していた。さらに Notice 2018-29 で、PTP 持分譲渡時に適用される米国源泉徴収義務についての暫定的ガイダンスを発行する旨を示していた。その後、2020 年 11 月 30 日に財務省と IRS は源泉に関する規則を最終化し、PTP 持分譲渡を除き、2021 年 1 月 29 日以降の米国外法人・非居住者などによる ECI パートナーシップ持分譲渡取引に源泉徴収が適用されることになっていた。

なお、本ニュースレター発行時点（2021 年 10 月）では、PTP がパートナーシップとしての取り扱いを受けるための適格所得に広範な代替エネルギー関連所得を含むとする改正法案が発表される一方で、PTP をパートナーシップとして取り扱いから除外する趣旨の改正草稿も公表されている。今後の PTP に関する税法改正の動きも気になるところである。

1. Non-PTP 持分譲渡

米国非居住者・米国外法人が ECI パートナーシップである Non-PTP の持分を譲渡した場合、原則として譲渡価額に対して 10%の源泉徴収税が課せられる。一般的に、源泉徴収義務は譲受者に課せられるが、譲受者が源泉徴収を履行しなかった場合、譲渡の対象となるパートナーシップに源泉徴収義務が課せられる。

源泉徴収義務が免除される例外

以下の場合を含んで源泉徴収義務が免除される。

- ① 譲渡者が米国居住者・米国外法人である旨の証明書が提示された場合

- ② 譲渡者に譲渡益が生じない旨の証明書が提示された場合
- ③ パートナーシップ持分の償還の際に譲渡者に譲渡益が生じないと判断できる場合
- ④ パートナーシップ持分譲渡の代わりに、パートナーシップにおいて資産売却しその損益をパートナーに配分したと想定した場合、パートナーシップにおける資産譲渡損益に占める ECI の割合、または譲渡者に配分される譲渡損益に占める ECI の割合が、10%未滿と予想される場合
- ⑤ 譲渡の日を含む事業年度期間中、パートナーシップが米国で一切事業を行っていない場合
- ⑥ 以下の全ての要件を充足している旨、譲渡者から証明書が提示された場合
 - a. 譲渡者が、取引日を含む事業年度の前 3 事業年度のいずれの期間において対象パートナーシップのパートナーであった
 - b. 上記期間中各年度、譲渡者パートナーへ配分された ECI 総所得が 100 万米ドル未滿かつ、ECI 総所得は同パートナーへ配分される総所得の 10%未滿であった、さらに
 - c. 上記期間中、譲渡者となる同パートナーは対象パートナーシップから受ける配賦所得について期限内に申告・納付を行っていた

上記における各証明書は、取引日前 30 日以内に発行されている場合にのみ有効となる。

最高税額証明書 (Certification of maximum tax liability)

譲受者は、譲渡者から提供される「最高税額証明書」に基づいて源泉徴収税額を判断できる。譲渡者は、予め規制で定められた源泉徴収額を算出する上で必要な情報を譲受者へ提出する必要がある。例えば、譲渡者が法人の場合は法人に適用する最高税率を ECI およびキャピタルゲインの額に乗じて求める。譲渡者が法人以外の場合は、適用される税率の最高税率により求められる。源泉徴収の対象となる額は、以下の 3 ステップで計算する。

ステップ 1: 譲渡に係るパートナーシップ持分の当該パートナーシップにおける持分割合に対応するパートナーシップ保有資産を第三者に市場価額で譲渡した場合の、仮想譲渡損益を算定

ステップ 2: ステップ 1 の仮想譲渡損益のうち米国不動産譲渡損益、ECI 資産譲渡損益に相当するものを計算する。ただし、過去 10 年間もしくは、パートナーシップによる資産取得日からステップ 1 における仮想譲渡損益の算定における仮想譲渡日のいずれか短い期間において、
(1) ECI 所得の発生はなく、(2) 米国事業で使用および使用予定がなかった資産は、ECI 資産譲渡損益とはみなさない。

ステップ 3: 譲渡者となる米国非居住者・米国外法人の持分に対する、みなし ECI 資産譲渡損益を計算

発効日

最終規則は、原則として、2021 年 1 月 29 日以降の取引から適用される。

米国非居住者・米国外法人譲渡者に対する通知義務

ECI パートナーシップの持分譲渡者は、譲渡日より 30 日以内に、パートナーシップに譲渡者、譲受者の情報、譲渡日などを書面で通知しなければならない。

米国非居住者・米国外法人譲渡者に対する申告義務

米国非居住者・米国外法人は、ECI を米国で申告する義務がある。申告書では、通常 IRS から郵送される受領印つきの源泉徴収税納付証明書 (Form 8288-A) も添付する必要がある。

2. PTP 持分譲渡と一部の分配

PTP 持分譲渡がブローカーを通して行われた場合、譲受者の源泉徴収税納付義務はなく、一般に、ブローカーがその義務を負う。持分譲渡では一般に譲渡価額、PTP からの分配では PTP 累積利益超過分の分配に対し、10%源泉徴収税が課される。

ブローカーが (米国外の) 他のブローカーに支払う際や、顧客に支払う際にも、次のどちらかの証明書を入手しない限り源泉徴収の対象となる。

- ① 第一義的源泉義務を負う QI であると記載のある有効な Form W-8IMY
- ② 米国外の銀行や保険会社の米国支店であり、当該米国支店は米国居住者として取り扱われることに対して合意している旨の有効な Form W-8IMY

ブローカーが PTP 譲渡における第一義的源泉義務を負わない QI への支払いを行う場合、W-8IMY とともに源泉徴収区分表 (Withholding Statement) を提出し、その記載内容に応じて源泉徴収が行われる。

なお、以下に該当する場合には、源泉徴収の対象外となる。

- Form W-9 を受け取っている
- 持分譲渡対象 PTP の ECI の割合が PTP 資産の 10%に満たない
- バックアップ源泉徴収税が納付されている
- 租税条約により免除されている
- Form W-8ECI を提出した米国外籍ディーラーへの支払い

財務省最終規則およびその序文などによれば、PTP 持分譲渡や分配が QI を通して行われた場合、QI には内国歳入法第 1446 条(f)の義務を遵守するためのいくつかのアプローチがあるとされている。

オプション 1	QI が第一義的源泉徴収義務を負う場合	
文書	QI は上流のカストディアンに Form W-8IMY を提出 (上流のカストディアンに顧客情報の提出は不要)	
源泉徴収	QI は源泉徴収税を IRS に納付する	
報告	QI は、Form1042/1042-S にて内国歳入法第 1446 条(f)納付を申告をする Form1042-S には、QI 契約に基づき許可されている範囲で、他の納付とプルベースで報告することが許可されている (一部の顧客は個別の報告と受領者用コピーを要求する場合がある)	

オプション 2	QI は第一義的源泉徴収義務を負わず、源泉徴収区分表を提供する場合	
	文書	QI は、上流のカストディアンに Form W-8IMY と源泉徴収区分表を提供
	源泉徴収	上流のカストディアンは、源泉徴収税を IRS に納付する
	報告	オプション 1 と同じ
オプション 3	QI は第一義的源泉徴収責任を負わず、譲受者の情報を提供する場合	
	文書	QI は、上流のカストディアンに Form W-8IMY、源泉徴収区分表、および各譲渡者の Form W-8BEN、W-8BEN-E、W-9 等を提供
	源泉徴収	上流のカストディアンは、源泉徴収税を IRS に納付する
	報告	QI は、内国歳入法第 1446 条(f)に関する報告義務を負わない 上流のカストディアンは、譲受者を受取人 (Recipient) とする Form 1042S 作成する

IRS は、上記の PTP 持分譲渡に関する規定とともに、いわゆる Nominee 報告義務を 2023 年 1 月に予定している QI 契約の更新時に QI の義務として QI 契約に組み込むことを予定している。Nominee 報告義務とは、Nominee として登録されている者に対して、持分保有者の情報をパートナーに報告を義務付けるもので、これにより、パートナーシップは口座保有者へ Schedule K-1 を提供し、彼らの米国所得税申告義務の履行を促すものである。上記オプション 3 で、被譲渡者固有の情報を上流カストディアンに提供することで、QI に対し、この負担が軽減されるかどうかは 2023 年 QI 契約の詳細が公表されるまで不明である。

米国外籍の金融業者が Non-QI として PTP 持分を保有している場合、2023 年以降に以下の取り扱いを受けることに注意しなければならない。

- PTP 持分の譲渡およびその利益を超える分配を源泉なしで受け取る Non-QI は、上流のカストディアンにパートナー情報を開示している場合でも、通常 10% の源泉徴収の対象となる
- 上流のカストディアンは、Form 1042-S で不明な口座名義人 (unknown recipient) に支払ったものとして報告し、当該報告において Non-QI は仲介人 (intermediary) として報告される (これにより、Non-QI の金融機関が不要な IRS の調査対象にされる可能性が生じる)
- Non-QI は、個別の Form 1042-S を持分保有者に発行しなければならない

発効日

2023 年 1 月 1 日以降の取引 (Notice 2021-51 により、1 年延期)

米国非居住者・米国外法人譲渡者に対する通知義務

PTP 持分の譲渡では、譲渡者の PTP に対する通知は免除されている。

米国非居住者・米国外法人譲渡者に対する申告義務

米国非居住者・米国外法人は、ECI を米国で申告する義務がある。申告書では、源泉徴収税納付証明書 (Form 1042-S) も添付する必要がある。

3. おわりに

PTP 以外の ECI パートナーシップ投資への出口戦略について

源泉徴収の対象が、譲渡持分の一部に含まれる ECI 相当資産の譲渡益ではなく、持分の譲渡価額に対して行われるため、パートナーシップの保有する ECI 資産譲渡益が低かった場合あるいは ECI 資産で譲渡損であった場合は、譲渡者における最終課税額より多く源泉徴収されることになる。その源泉税は、Schedule K-1 を受領後、譲渡者の税務申告で源泉税の還付を受けることができるが、源泉徴収から還付金受領までに 1 年以上かかる可能性があり、キャッシュフローに負担となる場合がある。また、IRS からの還付方法について還付金が 100 万米ドル未満の場合、一般に小切手が交付されることになり、米国外の納税者によってはこの小切手の現金化が難しいという状況も想定される。

なお、源泉徴収を最小とするためには、源泉徴収者へ証明書、又は帳簿書類等を提出することにより、源泉免除あるいは譲渡対価ではなく ECI 資産相当の譲渡益の額を課税対象額とする減額を求めることが可能である。したがって、原則として、持分譲渡や償還の前に譲受者と十分な交渉を行うことが望まれるが、パートナーシップの持分割合が低い場合やパートナーシップから細やかな協力が受けられない場合など、必ずしも交渉が容易でない、あるいはそれに伴う作業に経済的合理性がない状況もあり得る。

PTP への投資を取り扱っている QI、Non-QI の 1446(f) 源泉に対する準備

顧客に代わって PTP 持分を取り扱う米国外金融機関は、これらの規則に精通し、内国歳入法第 1446 条(f)の義務を遵守するための最良のアプローチを決定する必要がある。

日本の金融機関においては、PTP 持分を積極的に顧客に販売することはあまりないと考えられるが、過去に取り扱いがあり、まだ、保有している場合等においては、2023 年新 QI 契約の対象となることが明示されており、対応が必須となる。その場合、PTP 持分を保有する顧客の情報が開示されることになることから、当該持分保有者は、米国で申告義務を回避できない状況となる可能性がある点についても留意頂きたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
パートナー	平山 伊知郎	ichiro.hirayama@tohatsu.co.jp
マネージングディレクター	竹内 洋人	hiroto.takeuchi@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	倉本 光恵	mitsue.kuramoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	栗原 義明	yoshiaki.kurihara@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュートーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001